

公益財団法人世田谷区保健センター印規程

(昭和 52 年 7 月 19 日)
(財世保規程第 7 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人世田谷区保健センターが公けに使用する印章（以下「財団印」という。）の寸法、ひな型、保管の方法、その他財団印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、形態及び保管者等)

第 2 条 財団印の名称、番号、書体、寸法、用途及び保管者は、別表第 1 のとおりとする。

一部改正〔平成 12 年規程 1 号・26 年度 1 号〕

(新調・改刻)

第 3 条 財団印の新調及び改刻は、事務局長が行い、保管者に交付する。

一部改正〔平成 12 年規程 1 号〕

(財団印台帳)

第 4 条 事務局長は、別記第 1 号様式による財団印台帳を作成し、財団印の新調・改刻又は廃止のつど、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

一部改正〔平成 12 年規程 1 号〕

(不用財団印の処分)

第 5 条 保管者は、財団印を使用しなくなったときは、その印章を、事務局長に速やかに返納しなければならない。

2 事務局長は、前項の返納を受けた印章及び印影を永久に保存しなければならない。ただし、永久に保存する必要がないと認めたときは、印章を裁断又は焼却の方法により廃棄することができる。

一部改正〔平成 12 年規程 1 号〕

(財団印の管理)

第 6 条 財団印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外、週休日及び休日にあつては、施錠ある金庫等に収容しておかなければならない。

一部改正〔平成 12 年規程 1 号〕

(押印手続)

第 7 条 財団印を使用するときは、別記第 2 号様式による財団印使用簿に必要な事項を記入しな

ければならない。

一部改正〔平成12年規程1号〕

付 則

この規程は、昭和52年7月19日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則（平成8年10月1日規程第1号）

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年5月25日規程第1号）

この規程は、平成12年5月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成22年12月1日規程第8号）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日規程第1号）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 全部改正〔平成22年規程8号〕一部改正〔平成26年度規程1号〕

名 称	番号	書体	寸 法	用 途	保管者
公益財団法人世田谷区 保健センター印	1	てん書	方 24 ミリメートル	一般文書用	管理課長
公益財団法人世田谷区 保健センター理事長印	2	同	径 18 ミリメートル	法人代表者印鑑登録 用	同
専用公益財団法人世田 谷区保健センター理事 長印	3	同	同	金融機関届出用 (法人口座印)	同
公益財団法人世田谷区 保健センター理事長印	4	同	方 30 ミリメートル	感謝状及び表彰状用	同
公益財団法人世田谷区 保健センター割印	5	同	長径 30 ミリメートル 変楕円形 短径 12 ミリメートル	一般文書割印用	同
専用公益財団法人世田 谷区保健センター理事 長印	6	同	径 18 ミリメートル	総合福祉センター 一般文書、支払通知 及び領収書	総合福祉セン ター所長
専用公益財団法人世田 谷区保健センター割印	7	同	長径 30 ミリメートル 変楕円形 短径 12 ミリメートル	総合福祉センター 一般文書割印用	同
専用公益財団法人世田 谷区保健センター理事 長印	8	同	径 18 ミリメートル	保健センター 一般文書、支払通知 及び領収書	管理課長

財 団 印 台 帳

名 称		番 号	
使用開始	年 月 日 事由（ ）	受領者	保管者 ⑩
使用廃止	年 月 日 事由（ ）	返還者	保管者 ⑩
印 影		備 考	

名 称		番 号	
使用開始	年 月 日 事由（ ）	受領者	保管者 ⑩
使用廃止	年 月 日 事由（ ）	返還者	保管者 ⑩
印 影		備 考	

財 団 印 使 用 簿

月 日	件 名	印名称	部数	使 用 者	
				所 属	氏 名